

霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月7日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年11月7日条例第142号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は」を「、」に改め、「半年賦償還」の次に「又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(提案理由)

平成31年4月1日に、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び同法施行令（昭和48年政令第374号）が改正されたことに伴い、政策判断に基づき災害援護資金の貸付利率を引き下げることが可能とするなど、本条例の所要の改正をしようとするものである。